

## 第20回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日(火) 午後1時00分から午後3時00分

2. 開催場所 交流プラザ志摩館別館2階

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	16番	濱地則夫
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員 (2人)

15番	三坂勝弥
17番	宗敏郎

5. 議事日程

議事

議案第164号 農地移動適正化あっせん申出について

議案第165号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第166号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第167号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第168号 糸島市農用地利用集積計画の審議について(所有権移転)

6. その他

1) 非農地調査の結果について(報告)

- 2) 農地移動適正化あっせんてんまつについて(報告)
- 3) 農地移動適正化あっせん取り下げについて(報告)
- 4) 農地対策委員会 (A班) 報告について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	田 中 敏 彦
農 地 活 用 係 長	古 川 康 浩
主 幹	田 原 章 弘
主 事	沖 香 菜 子
主 事	鬼 塚 俊 次

事務局            それでは、井上職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言をお願いします。引き続き、井上職務代理人の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。

職務代理人        改めまして、こんにちは。今日も天気の良い中、忙しい中に出席していただきましてありがとうございました。記録的な9月の暑さから月が変わりまして、10月に入りまして、極端な話、まあ10度ぐらい気温が下がったんじゃないかかと思っております。

仕事するには絶好の天気なんですけど、まあ夏の暑さから、今どき、ずっと疲れが出る季節でもありますので、皆さん体に気をつけて仕事に励んでもらいたいと思います。

それでは、本日は、三坂委員と宗敏郎委員の欠席の連絡が入っております。田中委員につきましては、時間の間違いということで遅れられるそうです。

それでは、ただいまより第20回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席は現在16名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、農業委員会憲章を唱和いたしますので、皆様、御起立をお願いします。

それでは、いつものように私の後に続けてください。

#### 【農業委員会憲章唱和】

事務局            ありがとうございました。続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名もお願いいたします。

議 長            皆さん、改めまして、こんにちは。稲刈りの忙しい中にお集まりをいただきありがとうございます。今日の総会は、後で推進会議がありますので、3時30分からは推進会議ということで、その前には終わらせなければいけないということですので、皆さん、よろしく願いいたします。

また、ちょっと話は変わりますけれども、このクールビズはもうこれで、今回で最後かなというふうには思いますが、ちょっと服装に、ちょっとこれはというごたふうなこと、ちょっと見受けられました。

それで、来年からは、やっぱり農業委員会は人の財産を取り扱うこの職種といいますか、業務に当たっております。それで、やっぱりきちんとした服装といいますか、それこそ、加茂委員が着てあるのが、11月からの服装ですけれども、それをそのネクタイを抜けた程度でお願いしたいなど

いうふうを考えます。

そして、まあ上着は要りませんので、まあノーネクタイのカッターシャツ、または、そして、ズボンはスラックス程度、ちょっとジーパンによく似たズボンを履いてきてある方もおられましたので、ちょっとやっぱその辺はちゃんと来年からはきちんとしていなというふうにも考えております。

来年の5月からそんなふうになりますので、その前にはちゃんとまたお話をしたいなと思いますけれども、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。古家貴喜委員と山北敬子委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第164号「農地移動適正化あっせん申出について」。

今回、あっせんの申出が7件出ております。申出地の場所につきましては、3ページから20ページまで番号順に掲載をさせていただいております。

申出内容を提案説明させていただきます。受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

この中の申出番号の6番の[ ]につきましては、令和4年の8月にあっせん申出をされていましたが、調整の結果整わなかったということで、てんまつ書が提出されております。同じく申出番号の7番につきましても、令和4年の11月に申出がされた案件です。同じく、調整の結果、整わなかったため、てんまつ書が提出されております。

それぞれ、再度、譲受候補者の選定をお願いいたします。てんまつ報告につきましては、議案の80ページに添付させていただいております。

ちょっと今回、計上している案件とは別件になりますが、あっせん申出の取下げが提出されておりますので、その件につきましては、その81ページのほうに添付させていただいております。

以上、提案させていただきます。

議 長

以上、提案説明されました。それでは、あっせん委員の指名をいたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、譲受候補者の選定をよろしくをお願いいたします。ほかの方は各自暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、よろしくをお願いいたします。

それでは、2番から4番の譲受候補者の報告をお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

今、2番から4番のほうについては、以上の譲受候補者ということでお願いいたします。

それでは、5番、6番の報告をお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長	それでは、7番の報告をお願いいたします。
推進委員	<b>【候補者名読み上げ】</b>
議 長	それでは、再度、事務局のほうより確認の報告をお願いいたします。
事務局	<b>【地区別にあっせん委員を指名】</b>
議 長	それでは、あっせん成立に向けて、御尽力、御協力いただきますようよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、次の議事に移ります。事務局。
事務局	議案書の22ページをお願いいたします。 議案第165号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。
議 長	それでは、審議に入る前に、8番から10番の譲受候補者が古家委員の親族となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限に基づき一時退室をお願いいたします。  (10番委員 退室)
議 長	それでは、まず最初に8番から10番を審議したいと思います。担当委員が東司委員、報告をお願いします。
農業委員	18番、東司です。  <b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b>
議 長	以上、提案がなされました。事務局。
事務局	ただいま提案がございました8番から10番に関しまして、3条申請の審査項目の報告をさせていただきます。21ページをお願いいたします。 6つの審査項目のうち、1つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないということになっております。今回の場合、全て「いいえ」

に該当しておりますので、書類上の判断では、許可相当であると判断をしております。

以上です。

議 長 　　ただいま提案がありました8番から10番に対しまして、質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 　　ないようですので採決に入ります。  
8番から10番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 　　全員です。

(10番委員 入室)

議 長 　　それでは、1番から審議に入りたいと思います。加茂委員、提案をお願いします。

農業委員 　　9番、加茂です。受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議 長 　　それでは、受付番号2番を荻原委員、お願いします。

農業委員 　　19番、荻原です。受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議 長 　　続きまして、3番を東司委員、お願いします。

農業委員 　　18番、東司です。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議 長 　　続きまして、4番、5番を中原委員、お願いします。

農業委員

11番、中原です。受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議長

続きまして、6番を事務局。

事務局

受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議長

続きまして、7番を古家委員、お願いします。

農業委員

受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議長

ありがとうございました。ただいま、1番から7番まで提案がなされました。事務局。

事務局

補足をさせていただきます。まず、2番の案件につきまして、譲受人に貸付地があるようになっておりますが、御自身が構成員となっております農業法人への貸付けであるというふうに聞き取りを行いました。

それから、3番の案件ですけれども、こちらも貸付地があるんですが、担い手農家への集積に協力をするための貸付けであるということでの聞き取りを行っております。

続けて、3条申請の審査項目の報告をさせていただきたいと思います。21ページをお願いいたします。6つの審査項目のうち1つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないということになっておりますが、1番から7番までの案件につきましては、全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断では許可相当であると判断しております。

以上です。

議長

ただいま提案と報告がなされました。1番から7番につきまして、質問、意見ありましたら。東司委員。



農業委員 18番、東司です。番号5番の件で、譲受人のその会社は、自分が農業を行っている状態か質問いたします。

議長 中原委員。

農業委員 11番、中原です。株式会社グリシードさんは、久山ですね、微生物の藻っていいですか、水草、藻みたいなのを今、作って農業して、それを自分とこでニワトリを飼って、その餌にやってその鶏卵を販売しているということで、糸島のほうのこの農地でいろいろやってみたいです。  
以上です。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたら。奥委員。

農業委員 13番、奥です。受付番号1番の贈与の関係च्छゅうか、間柄分かったらお願いします。贈与の間柄。譲受人と。親戚か、何か関係ないんですか。

議長 加茂委員、どういう関係か分かったら。

農業委員 すみません。記録を我が家に置いてきてしまい、ちょっと思い出せません。

議長 事務局、分かったら。事務局。

事務局 譲渡人、譲受人の関係性まではちょっとこちらのほう、書類には書かれてないんですが、一応、内容等、書類とかを確認しましたところ、譲受人の方の御住所見ていただいたら、XXXXXXXXXXになってるんですけども、今回の申請地がXXXXXXXXXXということで、似通った所在地で御自宅のすぐ隣のようで、結局、そちらを取得して管理をしたいということでの申請で上がってきてますので、御審議いただければと思っております。

議長 よろしいですか。

農業委員 はい。

議長 丸山副会長。

副会長 3番、丸山です。先ほど質問がありましたが、5番ですね、受付番号5

番の件なんですけども、これはグリシードさんが微生物を研究されてして  
ますってということなんですけども、これ既にある牧場をそういうあの、場  
所にされるということなんですか。それと、その微生物のそのそれが農地  
っていうか、そこら辺は認められるんですか。ちょっとそこら辺をちょっ  
と聞きたい。すみません。

議 長 1 問目だけは……。

農業委員 1 1 番、中原です。面積は広うございますので、まず、放し飼いにな  
る、まあその鶏舎を建てるじゃなくて、檻か何か置くだけの放し飼いにな  
ると思います。それと、この微生物を改良するようなところって、あと、  
余ったところは野菜を作って販売するという、大方の作付、ちょっと資料  
ございませんけど、資料は事務局のほうにあると思いますので。

議 長 事務局。

事務局 基本的には、この場所柄としまして、香力の畜産団地の中の区域になっ  
ておまして、地目を見ていただいたら、もう牧場というふうになってま  
すけども、結局、もともとの畜舎っていうのがある状態です。そちらを、  
中を改装されて、そこで養鶏をされるという形になるんですけども、まあ  
建物が無い部分に関しては、もう農地としての利用で、中原委員が言われ  
るように、スピルリナっていう、いわゆる藻を生産されて、それを収穫し  
て乾燥して、飼料に混ぜてニワトリに与えるというふうな流れで営農して  
いくということで、営農計画書上はそういった形で書かれております。

で、補足になりますが、今現在、久山町のほうで同じような形でされて  
あるということで、耕作証明等も出ておりますので、一応、それで事務局  
としては判断をしております。

議 長 よろしいですか。

副会長 はい。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。加茂委員。

農業委員 先ほどの件なんですけども、二丈鹿家の件ですが、所有者が六本松にいらっ  
しゃるということで、XXXXXXXXXXのほうが、実際まあ以前から畑として  
耕作をされてたということで、もう管理してあるなら渡しましょうという  
ふうなことで言われてたと思います。

以上です。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので採決に移ります。

1番から7番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、1時間たちましたので、ここで休憩といたします。2時15分から始めたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

暫時休憩に入ります。

(休 憩)

議 長

事務局。

事務局

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第166号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第3調査部会で現地調査を行っております。提案と報告をお願いいたします。

農業委員

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

別冊の現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いいたします。申請地は、議案書の29ページの地図を参照してください。

農地区分は、第1種農地です。調査部会としましては、第1種農地であるため、原則不許可ですが、農地改良を目的とした一時転用ですので、不許可の例外に該当します。

農地改良後は、レモンを植える計画であるとのこと。許可相当であると判断しております。

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

別冊の現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いいたします。申請地は、議案書の37ページの地図を参照してください。

農地区分は、用途地域内農地であるため、第3種農地です。調査部会としましては、今年6月に公売により取得された農地ですが、道路より低い  
ため、雨水流入があり、水がたまりやすいとのこと。盛土して、畑地  
として利用したいとのことですので、許可相当であると判断しています。

以上です。

議 長 事務局。

事務局 基準表の説明をさせていただきます。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、一般基準と立地基準により、許可の可否を審議していただくこととなります。

議案書の26ページのほうの審査表になりますが、一般基準ですが、各項目は、適当、該当なしとなっております、問題はないと判断しております。

立地基準につきましては、議案書にも記載しておりますし、調査部会報告にもございましたので、割愛させていただきます。

以上です。

議 長 ただいま、4条で2つ出ております。質問、意見ありましたらお願いいたします。中原委員。

農業委員 11番、中原です。今回の別冊の調査資料の写真ですけど、これ真ん中のところですね、のり面のところ、が境界になるのでしょうか。

それと、これは全て除外地ですけど、今後、造成された後、農振に編入されるような計画があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

議 長 それでは、部会長、担当委員、この盛りっとなつとうところが、今回の申請地か、これ。

農業委員 いや、ずっと見えとうとこ。木が生えとうとこが。

農業委員 盛り上がっとうとこですよね。

農業委員 うん。ここ、ここ、この。木から手前ずっと。

議 長 これ、左のこの歩きよんしゃあ左のほうは違うということですね。

農業委員 そうそう、そうです。これは田です。

農業委員 分かりました。

議 長 だけん、ここは人がおるところまでが。

農業委員 ところまで。

農業委員 ところがそう。

農業委員 結構広いです。

農業委員 そうですね。分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。宗委員。

農業委員 12番、宗です。多久さんて何かいろんな、今、志摩町に多久さんとかいっぱいあるとばってん、何の作物を作っていかれる方ですか。業者ですか。

議 長 多久。

農業委員 多久、多久。

議 長 株式会社多久。

農業委員 何か今まではオリーブを植えてあったんですが、ここにはレモンを植えられると。

農業委員 オリーブしよんしゃったと、あの、おんなじ関係の会社ですか。おんなじとこ。

議長 うん。そう。農業法人。

農業委員 分かりました。

議 長 ほかには。山北委員。

農業委員 関連の質問ですけど。14番、山北です。これ1万2,400平米全てにそのレモンを植えられる計画ですか。

議 長 松尾委員。

農業委員 はい。そうです。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。中原委員。

農業委員 11番、中原です。さっきのあのもうひとつですね、農振編入されるかどうかというのを考えてあるのかお伺いしておきます。

議 長 事務局、そこいらは促進協議会で。事務局。

事務局 今、農振への編入の有無の御質問だったと思うんですけども、一応、そこまでの話はまだこちらのほうには届いてない状況です。  
今、ちょうどその農振の全体見直しを行ってますので、その中で編入をしていくのかどうかというところも、市の計画としてどういうふうに考えるかということもあるかと思いますが、まあ地権者のほうの意思としてはまだ不明というお答えになります。  
以上です。

議 長 中原委員。

農業委員 11番、中原です。この造成が終わって、実際レモンが植えられたということであれば、そのときにでも農振の編入を、この面積ありますので、指導していただければいいかというふうに思います。  
以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

事務局 はい。分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。  
4条申請の1番、2番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の41ページをお願いいたします。  
議案第167号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。  
この議案の中の4番の案件についてなんですが、先月、地形形状変更審査会の開催依頼をするということで、継続審議となっておりました。今月の総会までの間に地形形状変更審査会の開催を見込んでおったんですが、なかなか地元との調整が整わないということで、現在のところ開催が未定となっております。  
したがって、議案にはぎりぎりまでちょっと分からないというところで上げてはありましたが、審議保留ということでさせていただきたいというふうに考えております。一応、申請事業者のほうには、その旨連絡はしております。  
以上です。

議 長

それでは、先ほど事務局から言いました4番につきましては、保留ということにしたいと思いますが、それでよろしい方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。  
それでは、5条申請の1番から説明をお願いいたします。

農業委員

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

別冊の現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。申請地は、議案書の42ページの地図を参照してください。

農地区分は、土地区画整理事業の区域内ですので、第3種農地です。調査部会としましては、泊土地区画整理事業の区域内で、ハウスメーカーからエンドユーザーへの建築を目的とした所有権移転の案件であるため、許可相当であると判断していますが、現地調査の際に事前着工を確認しました。申請者に工事の中断と始末書の提出を伝えています。

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

別冊の7ページと8ページをお願いします。申請地は、議案書の47ページの地図を参照してください。

農地の区分は、大入駅からおおむね300メートル以内ですので、第3種農地です。調査部会としましては、隣接地の既存資材置場の敷地拡張であるため、許可相当であると判断しています。

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

別冊の現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。申請地は、議案書の51ページの地図を参照してください。

農地区分的には、農地の広がり10ヘクタール未満ですので、その他農地、第2種農地相当です。

調査部会としましては、隣接するバイク販売店の車両駐車場及び資材置場として申請があり、ほかに代替地もないため許可相当であると判断していますが、既存敷地から申請地の道が急勾配なことや、既存の敷地に車が1台しかなく余裕があることから申請地が必要か理由書を求めています。

理由書については、事務局から報告をお願いいたします。

議 長

事務局。

事務局

補足をさせていただきます。1番の泊の区画整理区域内の案件ですけれども、始末書が提出されておりまして、現地のほうは建築確認も既に取得済みということで、建築確認申請が取れたということで、工事を進めてよいと勘違いしていたということで、そういった内容で、すみませんでしたということで始末書が出ております。



それから、3番の二丈松国の件ですけれども、既存敷地の利用状況を踏まえて、申請地が必要な理由を代理人に求めておるんですが、今現在、提出がされてなくて、ちょっと遅れているという状況です。

続けて、基準表の説明をさせていただきたいんですが、農地法5条の規定による許可申請につきましても一般基準と立地基準で許可の可否を審議することになります。

議案書の26ページの審査表ですけれども、一般基準ですが、各項目は、適当、該当なしとなっており、問題はないと判断しております。ただし、3番の二丈松国の件につきましては、理由書の内容次第でこの項目の6番、計画面積の妥当性という部分になるんですけれども、この項目を判断することになりますが、今現在まだ提出がされておられませんので、判断未了という形で記載をさせていただいております。

続いて、立地基準につきましては、4条と一緒に議案書にも記載ありますし、調査部会からの報告にもございましたので割愛をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長 5条、1番については、その建築は、今、建築というか作業は止めとうなってるの。

事務局 止めてます。

議長 続けようになっちゃうかな。

事務局 止めてます。言ってます。はい。

副会長 3番、丸山です。これもう、その区画整理されてるから、そういう建築が売れてですね、なったときに、それとは全部、会社がとか、何か全部そのあれは分かっとうとじゃないとですか。そういう許可が要るとか要らんとか、その知らんやっとかであれなんですか。その会社自体が。そこら辺のところは、区画整理してある全体が、ちゃんとそこら辺を把握してることではないんですか。そんなんせないかんといけん、たとえ、ちゃんとしてても。そこら辺もつと。ええ、私たちがだから、見に行つて、ああ、建ちようねやったらそれで、ああ、それで区画整理、ああ、建つんやねつというぐらいしか見ないから、事前着工とか何か分からんじゃないですか。ちょっとそこらの辺りがね。

だから、そこら辺ところはもう許可されてるものと思ってこう見るから。そこら辺のところはどんなんですかね。こっちから言つてあるものと、知つてあるものと思つてたけど。

議 長           そこいらは、その大体、今まではもうほんの何件ぐらいしかこっち許可しとらんけん、それぐらいしかまだしたれんと思って。

事務局長        手続上、どうしても、やっぱできてしまうんですよ。この宅地造成で農地転用の許可を取ってて、開発許可っていうもの、区画整理事業は開発許可要らないので、この建築確認取ろうと思えば取れてしまうんです。

ただ、個人に渡すところの農地転用許可が出てないから、個人名で建てるっていうのは本当はできない。ただ、建築確認を審査する機関としては、開発も要らない、農地転用も宅地造成で出てるから、申請があれば建築確認受け付けてしまうんです。

だから、もう今回譲渡人になってますけど、このハウスメーカーですね、ハウスメーカーがたしか結構な数入ってるんですよ、七、八社ぐらいかな、そこがそういう細かいところまで知ってるかどうかなんですけど。そこはちょっと組合のほうにも話をしとったほうがいいかもしれないですね。

議 長           そこいらは事務局のほうからちょっと話なり何なりをさせていただきたいなと思います。

事務局           はい。分かりました。

議 長           それでは、質疑に入ります。1番から3番までにつきまして、質問、意見があります方は挙手をお願いいたします。職務代理。

職務代理者     2番、井上です。2番の件でちょっとお伺いしますが、資材置場の敷地拡張ということで、問題ないということなんですけど、後でちょっと農地対策の件でハレルヤというところの件を話しますが、そこも敷地拡張に当たるから、そこは駄目だということなんですけど、現有何て言うんですか今ある事業所から何パーセント以上となったら敷地拡張は駄目っていうことやったですかね、それとも、どういうところの判断は、どこで判断。

事務局長        これは都市計画法とかが絡んでくるので、今言われよったその飲食店の敷地拡張っていうのは、言われているような志摩の御床なので、そもそもできない。市街化調整区域なのでできないっていう。

で、二丈福井に関しては非線引きなので、都市計画法上、敷地の拡張って制限がない。あとは農地法の問題ですけど、2番で言うと、第3種農地なので、別に敷地拡張が既存の1.5倍までとかってきまりがないから。敷地拡張が元の面積よりも広くても構わないしっていう感じです。

職務代理者 地域によって違うっていうこと。

事務局長 そうです。

職務代理者 なかなか難しい。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。  
1点ですね、3番の件につきましては、まだ、その。

職務代理者 3番。

議長 うん。3番。うん。3番の許可相当だということなんですけれども、その敷地がまだ下にあるのに、まだこれまで要るのかというその理由書、それがまだ出てないということで、私的には出るまでは許可は出されないんじゃないかなというふうに考えておりますが、皆さんの意見をお伺いします。

事務局 一応、議案書の3番のところの第3調査部会の審議結果で許可相当と記載してますのは、一応、農地区分上は、いわゆるその他農地、第2種農地相当ですので、立地基準上はクリアできるというところでの許可相当っていう、そういった意味で書かせていただいております。  
今回、まあちょっと引っかかっているのが、一般基準上の先ほど申し上げた計画面積の妥当性、まあ結局、既存の敷地があれだけ空いてるのになぜ新たに必要なのかというところが引っかかってきている内容ですので、そこは会長言われましたように、理由書が出てきてその内容次第ということにはなってくるかと思しますので、まあ1つの提案としましては、まだ判断がつかないので継続という形をお願いできればなとは考えてます。

議長 中原委員。

農業委員 11番、中原です。先ほど、2番のその敷地拡張の件で言われましたけれども、3番のときも二丈の非線引きだというふうに言われました。ただ、違うのが、2番は第3種農地で、3番は第2種農地相当というところだけで、その敷地拡張の要因というのが、何ていうんですかね、審査に影響してくるという感じだということですか。

事務局長 これを個別に判断していくとなると、一般基準の計画面積の妥当性っていうのは、そこが本当に必要なんですかっていう理由が見つかるかどうかです

ね。だから、既存の敷地を有効に使ってたとして、それでも足りないから申請するんだよという理由が立てない。

で、この2番の分は、既存の敷地が十分に活用されてないのにさらに広げるとい理由が立たないので。

事務局 3番。3番。

事務局長 あっ、3番ですね。はい、そうです。2番のほうは、今使ってるところがもう手狭になってきたから広げたいという理由が立つのかなと思います。

農業委員 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。ほかに何か。3番につきまして継続審議でいいかどうかのことを判断をお願いしたいんですが。  
古家君はどう思われますか。古家委員。

農業委員 私ですか。

議長 はい。立って。

農業委員 私も現場に行ったんですけど、その理由次第でその駄目とか、駄目じゃないとかっていう、見た感じではまあその、その上の土地でも何しようもないような土地やったですね。管理もできん。その今の売却したい方が管理せえ言うたら、あの坂ば登って行って、あそこだけ何かせないかんっていうのはいいとかいなとも思うんですけど。

自分の個人としては、もう許可相当、許可と思いますけども。ただ、その事務局が出してくれっていう書類が出てないから駄目っていうのは分かります。はい。出そろってから許可っていうのが1番いいと思うんですね。はい。でも、見た感じでは、もう許可相当だと思います。個人としてはですね。

議長 あそこはね、まあ作られないんですけども、ここに何ですか、規定の許可申請に対する一般基準表の中でもやっぱりこの計画面積の妥当性というようなこれが書かれておりますので、やっぱりその、そこいらはそれとこれとはまたちょっと別のあれで解釈してほしいなと思います。

職務代理。

職務代理者 2番、井上です。2番と3番はですね、2番は型枠大工屋さんやったん

ですよね。だから、もう敷地いっぱい型枠が置いてあって、これ以上置けんっていうぐらいの状態でした。

3番は、下に砂利敷きの土地があって、さっき言われたごと、車が1台しか止まってなかったんですよ。で、その用地がいっぱいいっぱい何かな置いてあって、これ以上置けないから上を必要なんだというふうな理由、申請ですけど、下に、今ある土地を有効利用されとって、何で上まで要るとかいなっていうのが調査部会で話し合った結果でした。

それで、理由書が出るならば、それなりの妥当な理由書が出るなら、許可相当は認めるというふうな判断で許可相当というふうな判断をいたしております。

以上です。

議 長           ほかに何か。藤嶋委員。

農業委員       7番、藤嶋でございます。事務局言われたようにですね、やはり、未提出の段階で、いわゆる判断未了という事務局の判断というのがありますから、今、こうして審議すべきじゃないじゃないかというふうに私は思います。

議 長           ほかに何か言いたいということがありましたら。

(質問、意見なし)

議 長           ないようですので、1、2、3番につきまして、採決を行いたいと思います。3番につきましては、まだ書類が出そろってないということで継続審議にしたいと思います。継続審議でいいという方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長           全員ですね。  
それでは、1、2番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長           全員です。

議 長	それでは、次の審議に入ります。事務局。
事務局	<p>議案書の66ページをお願いいたします。</p> <p>議案第168号「糸島市農用地利用集積計画の審議について」所有権移転に関してです。提案をさせていただきます。</p> <p>番号1番。</p>
	<p><b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b></p>
	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、農用地利用集積計画につきまして報告がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。利用集積計画につきまして異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員です。</p>
議 長	<p>以上で全ての審議が終了しました。</p> <p>その他の事項に入ります。それでは、事務局。</p>
事務局	<p>その他ですけれども、まず、68ページから79ページに非農地証明願の発行について一覧表を添付しております。9月分に関しましては、全ての案件について認定相当となっております。</p> <p>それから、次にあっせん申出のてんまつと取り下げにつきましては、80ページ、81ページに添付させていただいております。これも今日1番のあっせんの申出のときにも報告をさせていただきましたので、すみませんが割愛させていただきます。</p> <p>続いて、農地対策委員会A班の報告を委員長のほうからお願いします。</p>
農業委員	<p>農地対策A班の現地報告をいたします。9月20日の日に調査を行いま</p>

した。番号1番、三雲の口ノ坪の件ですが、怡土の大原推進委員より、田の一部が土木会社の駐車場及び土の搬入、積み上げ場所となっているとの連絡を受け見に行きました。

現地は土が積み上げられ、ダンプと重機が置いてあり、プレコンで土が田に入らないように土留めをしてありました。

土地所有者は、個人のまま、名義はですね、故人のまま親族の方へ文書を送るようにしております。

番号2番、飯原、鶴ヶ坂の件です。利用状況調査において、砕石が置いてあり、船舶等の置場となっているとの連絡があり見に行きました。

現地は、基盤整備した奥地で全体的にバラスが敷いてあり、船舶、違法建築物、プレハブに車が数台置かれていました。草切り作業中の方はおられましたが、話はお伺いできませんでしたので、文書指導をしてもらうようにしております。

番号3番、東の二塚後の件です。昨年の9月20日、B班にて現地調査を行い、8月30日付で文書を送った案件です。現地は、道路沿いのためにセメント瓦や外壁材があり、昨年度と余り変わらない状況でした。この場所の管理は、道端だけ置いてありまして、その奥はちょっと管理はしてあるそうです。他の農地は又貸ししてあるというふうな情報もあり、文書を送るようにしております。

番号4番、志摩御床の件です。現地は、喫茶店ハレルヤの駐車場として利用されている模様です。本人は転用申請したい模様ですが、敷地拡張に当たるため許可出来ない場所です。これも文書指導をするようにしております。

番号5番、志摩御床の分です。以前よりミカン狩りの駐車場として利用されているらしく、入り口には案内看板が設置してありました。下の大型バス用の駐車場は、合併前に転用された模様です。これも文書指導するようにしております。

最後に、これが総会資料には載っておりませんが、以前に問題にしております有田の少年野球のグラウンドの所有者、学校法人瑠璃学園を呼び出して現地調査をしております。

平成21年4月に現地教育の場として3条申請して購入された農地です。一部ハウスでブドウが栽培されていますが、大部分の農地を少年野球の練習場や駐車場として使用されています。

土地所有者を呼び出し、現在の状況確認と今後、どのようにするかを聞き取りました。瑠璃学園側は、農振農用地と分かっていますね、分かっていますと、少年野球側に農地部分は使用しないように連絡していたとのことです。

測量士を入れて境界を確定したので、2メートル下がって、下って、今後、果樹を、秋までに果樹を植える予定で、苗を全部しているとのこと

した。今後も定期的に見回りを見たいと思います。

以上です。

議長

それでは、農政対策のほうをお願いします。これ報告だけやろうと思います。

副会長

農政対策のほうから報告いたします。9月14日に行いまして、地域計画の進捗状況についての話合いと、今日あります最適化推進会議についての話合いを行っております。

進捗状況につきましては、話の中で、地域の計画というか、各地域における中間報告ですね、そういうのの意見というか、そういうのを出示していただきました。

それから、中にやっぱり雷山地区なんかでは、いろんなほかの会議の中でいろんなその地域ごとに対しての問題点とかアンケートなんかでは、やっぱり名札がほしい、してる時に名札がほしいとか、どこが主体なのか、市役所なのか国なのか、そこら辺のところのそのバランスっていうか、会議の中でのそこらには誰が主役で、誰が持っていくのかとかいう、そういう意見が出ておりました。

それから、最適化推進会議については、今日ございますけども、またその中で、農業者年金の加入の推進についてと、地域計画についての、今日、また進捗状況、報告を聞きながら、話合いを進めたいと思っております。

また、そのときに地域計画なんかについては、いろんな御質問とか御意見出していただければと思っております。

以上です。

それともう一つ。その他になりますけども、それこそもう1年半、1期3年のうち任期半分に折り返しになりましたので、いろんなちょっと見直しというか、ことをこう、今後のことですね、やっていく中で、今の積立とか、いろんなことをやっておりますけども、そういうとの報告っていうか、それはちょっとあの、今、お金の、旅行の積立でのお金の状況、どんなふうに関今後またどんなふうな状況なのかとか、ちょっと言ってもらっていいですか。それと、いいですか。

農業委員

はい。

副会長

うん。うん。ちょっと。まあ、ちょっと、そんな。

農業委員

この前も指摘されてたんで……。



副会長 うん。どういう状況で、そのままでいいのかどうかっていうね、あの、入ってるのかっていうところぐらいまでは。

農業委員 終わってからはよかと思います。

副会長 終わってから。

農業委員 はい。

副会長 じゃあ、その他、その他のその他で。じゃあ、お願いいたします。報告ですね、どういうふうな状況なのかっていうところでは。  
じゃあ、以上です。

農業委員 農業者年金の特別対策の関係で、10月5日の日にJA青年部の役員さん、自分と鬼塚君とJAの担当の徳安君と3名で、推進員というかパンフレットを配ってもらうように、推進をやってもらうように頑張ってきておりますので、まあ地元に戻られて、まあ、ある折々、そのパンフレット見たかいなっていうぐらいのお尋ねしてもらいたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

事務局 最後に今後の予定についてということで、議案書の1ページのほうに、下のほうに記載しておりますが、第21回の総会が、11月10日の1時半から、1号会議室、新館の5階になっております。  
それから、第1調査部会、一応、11月の1日の1時半から。こちら、交流プラザ志摩館のほうで行います。一応ですね、11月が利用権の関係がございますので、新規就農の方の面談が4件ぐらい入ってますので、まあ少なくとも午前中からはなります。  
で、2日間になるのか、1日だけで終わるのかはちょっと今から次第なので、すみません、何となく心構えをお願いします。  
それから、農政対策委員会、これも11月になるんですけども、11月の17日の1時半から、これも10号会議室、本庁舎南側車庫の2階ですね。  
それから、農地対策委員会の今度B班が10月の24日の1時半から7号会議室、これも第2庁舎の3階になります。階段上ってもうすぐ右手のところですね。  
それから、非農地調査が10月の27日は、まだ今のところ非農地は出てきてませんが、また出てきたらファクス等をお送りしますので、よろしくをお願いいたします。  
事務局からは以上になりますが、皆さんのほうから何かございますか。

職務代理者 井上です。開会の挨拶に会長がクールビズのお話をされましたが、実は三役と調査部会長と集まって、今後、どのように持っていくかということ話し合いました、会長、クールビズのことしか言いませんでしたので、私があとを補足いたします。

我々、農家の財産である農地に関する移動、売買、調査に携わる者として真摯に取り組まなければならないということを前提に以下のことを確認いたしました。

議事の質問は挙手をして議長の発言の許可を得てから立って、席番号と氏名を大きな声で発言すること。ちょっと最近そこ辺りがルーズになってきておりますので、いま一度確認したいと思います。

議事終了後、その他に入りましての質問も挙手をして立って質問をしてください。

クールビズは言われましたので。

事務局は各部会、委員会の事前に、委員会前には、事前にファクスを流してもらおうようにしております。最近はちょっと流れてきておりませんので、我々もいろんな用事等を持っておりますので、確認の意味でもお願いしたいと思っております。

それから、総会では各委員は参加意識を持って積極的に、もう1年半もたちましたので、皆さん、積極的に発言をよろしくお願ひします。

以上です。

事務局 ほかにないようであれば。

農業委員 農政対策委員会の中でですね、農業者年金を推進する、その地域っていうのは、どういう地域指定されてるんですか。お聞きたいんですが。

議長 えっとですね、県のほうでやるんですね。

農業委員 これ誰、責任者。

事務局 はい。あつ、私で。はい。

議長 だけん、その特別地域とはどういうことかいな。

事務局 事務局、鬼塚です。特別対策地域というのがですね、毎年、地域を順番に指定して行って、期間を定めて農業者年金の加入を推進しているような地域でございまして、糸島市が今年度対象となっております。指定のほうは県のほうから、さつき農業会議か、すみません、そちらがはっきりはし

ないので、農業会議もしくは農業者年金基金のほうから指定がされております。

農業委員

分かりました。

農業委員

糸島と朝倉地域になってます。

農業委員

何名、何名やったかいな。加入推進。具体的な。

議 長

目標は何か……。

農業委員

目標がですね、7人になってますが、一地域に1人ずつぐらいはお願いします。

議 長

14支店、校区ありますので、各校区1人ずつ加入していただければもう十分に倍ということで、また表彰を受けるんじゃないかな。まあよろしくお願いします。

今日終わってから、農業者年金の説明等々もありますので、その中でも質問等々していただければと思います。

30分前になりましたので、この辺で終わりにします。

事務局

それでは、閉会のほうに移っていきたいと思います。閉会の挨拶を丸山副会長よりお願いいたします。

副会長

本日も慎重審議ありがとうございました。

この後、推進会議ございますけど、またその中でいろんな意見とか出していただけたらと思います。

これをもちまして、第20回糸島市農業委員会総会を終了いたします。

令和5年10月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

10番 古 家 貴 喜

14番 山 北 敬 子

